

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年3月23日までの期間について船員保険被保険者であったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者の資格取得日の記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年3月23日から同年5月28日までの期間に係る船員保険料を事業主（A会。以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を同年5月28日とし、当該期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月28日から同年10月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を同年5月28日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年10月1日まで

B社に在籍のまま昭和19年11月に陸軍に召集され、21年3月に復員した。すぐに会社に出勤し自宅待機を命じられ、間もなく乗船したが、20年4月1日から21年10月1日までの船員保険の記録が空白になっている。20年4月からは乗船中か否かに関係なく在職中は社員として給与は支給され、保険料も控除されていたはずである。申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年3月23日までの期間について、A会管理下のB社が保管する申立人に係る「船員名簿」等から判断すると、申立人は、同社において17年9月28日から19年11月16日までの間、船員として在籍していたことが確認できる。

また、C県D課が発行する申立人に係る履歴書では、申立人が昭和19年11月2日に陸軍E隊に入営し、21年3月23日に召集解除された記録が確認できることから、申立人は、A会管理下のB社に在籍のまま陸軍に召集されたことが認められる。

さらに、当時の船員保険法第60条の2では、昭和20年4月1日から陸軍及び海軍に徴集又は召集されている期間については、その船員保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、昭和20年4月1日以降の申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間であると考えられる。

以上のことから、当該期間に係る申立人の資格取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は21年3月23日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の「船員名簿」に記載されている申立人の昭和19年11月の資格喪失時の記録から、60円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和21年3月23日から同年5月28日までの期間について、申立人は「復員後すぐにB社に出社して自宅待機を命じられた。」と申述しており、予備船員（船舶に乗り込むために雇用されているが、船内で使用されない者）を船員保険の被保険者とする制度が20年4月1日から開始されていること等から判断すると、申立人が復員後待機していた期間について、予備船員としてA会管理下のB社に在籍し、同会における船員保険の被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の「船員名簿」の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事

務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、昭和 21 年 5 月 28 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人は当時の状況について具体的かつ詳細に記憶している上、A 会管理下の B 社が保管していた申立人に係る「船員名簿」により、申立人が、当該期間において F 社が所有する「G 丸」に乗船していた記録が確認できる。これについて、H 省 I 課は、同会の「運航船舶一覧表」により、申立期間当時、各船舶が同会によって一元管理されていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について A 会管理下の F 社が所有する「G 丸」に乗船し、同会における船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の「船員名簿」に記載されている F 社における資格取得時の記録から、150 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に事業主から申立人に係る被保険者の資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（平成16年3月21日）を平成16年4月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月21日から同年4月1日まで
② 平成16年4月1日から同年8月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①において関連会社のC社（現在は、B社）へ転籍したが、継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、C社に勤務した申立期間②に係る標準報酬月額が、給与明細書の報酬月額に比べて低額となっている。申立期間②の標準報酬月額について正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、B社が保有する申立人

に係るA社の賃金台帳、及び申立人が保管する同社の給与明細書により、申立人は、同社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社における資格喪失日については、申立人の申述内容及び同社の雇用保険の加入記録から、平成16年4月1日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人がC社に勤務していた申立期間②における標準報酬月額は、30万円とされている。

しかしながら、申立人が保管する当該事業所の給与明細書によると、申立人は、申立期間②に係る報酬月額が45万円ないし48万円ぐらいであるが、標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、前述の特例法により、申立期間②における標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月

額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

群馬厚生年金 事案 954 (事案 111 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 3 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間において、A 社（現在は、B 社）に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同社における申立人の資格取得日に係る記録を同年 3 月 16 日に、資格喪失日を同年 12 月 1 日とし、当該期間に係る標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から 36 年 1 月まで

当初の申立ては、「A 社の厚生年金保険の記録について、昭和 61 年に社会保険事務所（当時）から加入記録無しとの回答を受け取った。今年になり年金記録問題がマスコミを賑わし、社会保険庁（当時）の記録管理の杜撰^{ずさん}さが報道された。私の記録が無いのは、このことによるものではないかと思い、第三者委員会に申立てをするものである。」との内容であった。

今回、当初申立ての際には確認できなかった当時の社員旅行の写真が発見されたので、再申立てをするものであり、記録の訂正をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が卒業した高等学校の昭和 34 年度卒業生名簿により、申立人が A 社に就職した事実は確認できるものの、同社における勤務期間について、当時の従業員からの証言が得られないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の名前は確認できず、いずれにおいても欠番は無いこと、iii) 当該事業所への照会に対する回答が無く、事業主からの具体的な証言が得られないこと、及

びiv) 複数の同僚に照会しても、申立期間に係る厚生年金保険料控除についての具体的な申述を得ることができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の申立てに際し、申立人は、当該事業所における社員旅行の写真を新たに 2 枚提出しているところ、うち 1 枚は、昭和 35 年 4 月撮影のもので、申立人の出席が確認でき、もう 1 枚は、同年 7 月 29 日撮影のもので、申立人の出席は確認できないものの、申立人は体調不良で欠席したとしており、この社員旅行が行われたことは認識している上、申立人と同じ高校を卒業し、同年 3 月に申立人と同時に同事業所に勤務したとしている同僚も「この時期に申立人が会社を既に辞めていたとしたら、記憶に残っているはずなのでまだ勤務していたと思う。」と証言している。

また、申立人は「私が退職したのは寒い時期だった。実家に戻る電車の乗客はオーバーコート姿だった。」と申述しているところ、前述の同僚は申立人が退職した時期について「私よりは早かった。私が退職した昭和 36 年 4 月とそれほど離れていないと思う。何しろ、申立人が退職した後、私が辞める話を会社にして、こっぴどくしかられたことを記憶している。私が退職した時期と半年も離れていないと思うので、申立人が退職したのは 35 年 12 月ごろだったと思う。」と証言していることから、申立人は申立期間のうち、昭和 35 年 3 月ごろから同年 12 月ごろまで当該事業所に勤務していたと推認される。

さらに、今回回答を得られた B 社 (旧 A 社) は「当社は、当時の人事記録、賃金台帳等の資料は残っていないため、保険料控除に関しては不明であるが、同じ高校を卒業して当該事業所に入社した同僚 3 人のうち、2 人には昭和 35 年 3 月 16 日を資格取得日とした厚生年金保険の加入記録があるが、申立人だけにそれが無いのは考え難い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 35 年 3 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所における申立人と同時期に採用された複数の同僚の被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 3 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を

行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和35年12月1日から36年1月21日までの期間については、申立人の申述内容及び同僚の証言等によっても、申立人が当該事業所に勤務していた事実を確認できないこと等、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から58年3月まで

申立期間当時勤務していた会社の社長が、国民年金の加入手続をして保険料の納付をしてきていたと思う。加入手続をした時期や保険料の納付方法等はよく分からないが、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時勤務していた会社の社長が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月ごろから平成 8 年 10 月 21 日まで
A社に昭和 63 年 4 月ごろからパート社員として勤めていたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容及び複数の元同僚の証言により認められる。

しかしながら、当該事業所において申立期間の以前から厚生年金保険の被保険者であった元従業員からは「昭和 63 年以降、事業の拡大に伴い、多数の女性をパート社員として雇用するようになった。当初、パート社員は厚生年金保険に加入していなかったようだ。平成に入ったころ、正社員とパート社員との間の不公平が問題となり、パート社員についても希望により厚生年金保険への加入が可能になったと記憶している。」旨の証言が得られた。

また、申立人と同じころに入社した元同僚も前述の元従業員と同様な証言をしている上、申立人については「申立人とは同じ職場であったが、申立人が厚生年金保険に加入したのは平成 8 年ごろではないか。」と証言しているところ、申立人は、「平成 3 年ごろ、会社がパート社員も厚生年金保険に加入させる取扱いにしたが、このときはまだ本人の希望を考慮しており、同僚はほとんどの者が加入したが、自分は入らなかった。」と申述している。

さらに、申立人は「平成 8 年 9 月ごろまでは、国民健康保険証を持っていた。」旨の申述をしているところ、申立人の国民健康保険の加入履歴について、B市から、昭和 61 年 3 月 10 日から平成 8 年 10 月 22 日までの期

間について被保険者であったことが確認できる旨の回答が得られている。

加えて、当該事業所に照会を行ったものの回答が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年から 40 年まで

A社に勤務した昭和38年から40年までの期間について厚生年金保険の記録が無い。継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の申述内容及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、申立人は「設立当初からではなく、昭和38年の途中から入社した。」と申述している上、申立人が記憶している同時期に入社したとする同僚についても厚生年金保険の記録が無いことから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の事業主は「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人については記憶していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から5年9月1日まで
A社B工場からC社（現在は、A社）に出向した申立期間について、出向前と給与の支給額がほとんど変わらないのに標準報酬月額が下がっている。支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社に出向した申立期間における標準報酬月額が当時支給された給与額より低額となっている旨を主張しているが、同社は申立期間に係る給与額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間の保険料控除額等を確認することができない。

また、当該事業所における申立人のオンライン記録を確認したが、標準報酬月額について訂正等が行われた形跡は無く、特に不自然なところは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 958 (事案 159 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から27年8月1日まで
② 昭和28年6月27日から同年8月26日まで
③ 昭和29年12月3日から30年8月25日まで
オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。
今回新たな資料を添付したので再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の脱退手当金は過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とされており、その支給額に計算上の誤りは無いこと、ii) 申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和30年10月17日に脱退手当金の支給決定がなされていること、及びiii) 一連の事務処理に不自然さはないと認められず、申立人が受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、新たな資料として、申立人が勤務していた申立期間③に係るA社の元事業主の息子の妻が記載した、申立人が同社に勤務していたとする証明書を提出したが、提出された資料は、申立人の勤務実態のみを証明した内容であり、これは、既にオンライン記録により厚生年金保険被保険者記録が確認できる裏付け資料にしか過ぎないとの判断から、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与と比較して低額となっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時支給されていた給与額よりも低額となっている旨を主張しているが、同社は、申立期間に係る給与額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額について確認できない旨を回答している。

また、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人と同年代、同学歴で、かつ同じ職種であったと思われる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿に記録されている標準報酬月額は、^{そきゅう}遡及して訂正された^{こんせき}痕跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 29 日から 49 年 12 月 31 日まで
A社B所に昭和 49 年 12 月 31 日まで勤務したが、国の記録では厚生年金保険被保険者の資格喪失日が 48 年 12 月 29 日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B所に継続して勤務していたと申述している。

しかしながら、申立人が当該事業所を同じ年の 12 月末日に退職したと記憶している同僚に係る資格喪失日は、昭和 48 年 12 月 23 日と記録されているところ、申立人が勤務していた同事業所において、申立期間当時に管理職であった社員は「申立人は、自分の部下になったことは無い。前述の同僚のことも知らない。」と申述している上、申立人の同事業所における雇用保険加入状況は、資格取得日が 46 年 12 月 24 日、離職日が 48 年 12 月 31 日と記録されており、同僚からも申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、当該事業所は「申立人の厚生年金保険料の控除について、確認できる資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、C健康保険組合は「昭和 52 年ごろのデータ移行前における資格喪失者については、記録が保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における健康保険に係る記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。